

# 北海道北広島市基本計画

## 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

### (1) 促進区域

設定する区域は、平成30年1月1日現在における北海道北広島市の行政区域とする。概ねの面積は11,900ha（北広島市面積）である。

ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には含まれない。

(地図)



### (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

#### (地理的条件)

北広島市は、北海道の西中央部の石狩平野南部に位置し、西は道都札幌市、北は江別市、東は長沼町と南幌町、南は恵庭市に接している。地形は、南西部にある島松山付近を除いて、

標高約100m前後の丘陵が各所にあつて起伏に富んでいる。また、市内東部の低地には、水田などの農地が広がっている。

寒地稲作発祥の地である北広島市は、純農村として発展してきたが、昭和38年以降は新産業都市道央地区指定も相まって工場などの立地がめざましくなり、産業構造の高度化が進行した。

本市では、大都市近郊である利便性と豊かな自然を併せ持つ居住環境の良さから、近年は定住促進に寄与する施策を展開するとともに、都市型観光の促進など、交流人口の拡大を図る施策についても積極的な展開を行ってきた。

このような中、市内の「きたひろしま総合運動公園予定地」が、北海道をフランチャイズとするプロ野球チーム「北海道日本ハムファイターズ」の新球場候補地に決定（平成30年3月26日）したことにより、スタジアムを中心としながら多くの人々が幅広く集い、楽しみ、交流するボールパーク構想の実現に向け、インフラ環境の整備や機運の醸成を推進している。

#### （インフラの整備状況）

北広島市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、札幌市や道内外のいずれに対しても高い交通利便性を有しており、このことがまちの発展に大きく寄与している。

道路では、国道36号や国道274号を中心とした広域幹線道路網があり、道央自動車道では、北広島インターチェンジや輪厚スマートインターチェンジなど、札幌中心部や新千歳空港、道内主要都市などへのルートは充実している。

鉄道では、JR千歳線があり、北広島駅から札幌駅までは快速で16分、新千歳空港駅までは21分となっている。

新千歳空港には3,000mの滑走路が2本整備されており、東京国際空港（羽田空港）行きを中心に平成30年8月現在、国内路線31本、国際路線16本が就航し、全国や世界へ容易に移動できる環境が整備されている。

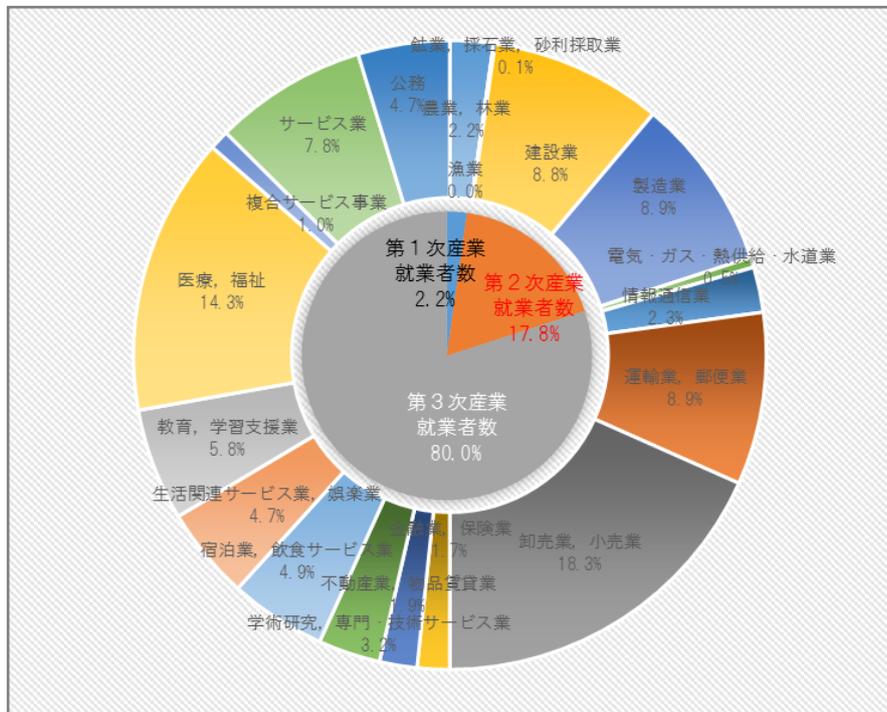
海路は、国際拠点港湾の苫小牧港をはじめ、国際コンテナ基地の石狩湾新港や小樽港へも、高速道路を利用するといずれも60分以内のアクセスが可能となっている。

また、産業立地基盤として市内には6つの工業団地（広島工業団地・広島第2工業団地・大曲工業団地・大曲新工業団地・大曲第3工業団地・北広島輪厚工業団地）があり、約250社が立地している。既に5つの工業団地は分譲済みで、現在は、北広島輪厚工業団地で分譲を行っている。

#### （産業構造）

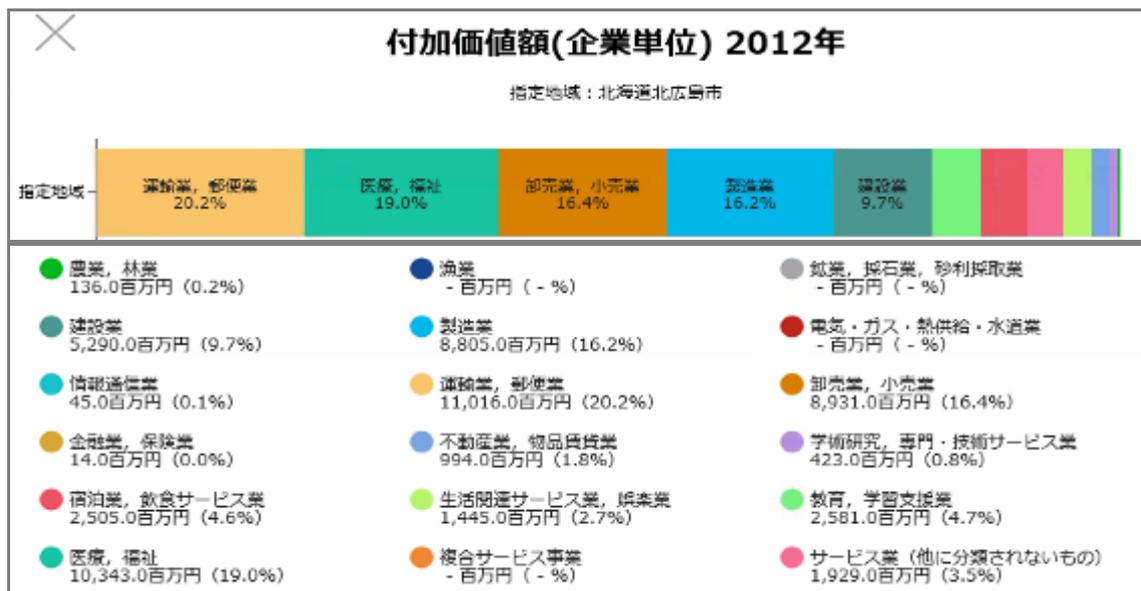
平成27年度の国勢調査によると、本市の産業別人口の構成比は、第3次産業が80%で第2次産業が17.8%、第1次産業が2.2%となっている。業種別では、第3次産業の卸売業、小売業が18.3%、医療、福祉が14.3%、運輸業・郵便業が8.9%、第2次産業の製造業が8.9%で上位を占めている。

### 北広島市の産業別人口の割合



(出展：平成27年 国勢調査)

また、市内全産業の付加価値額とその割合は以下のとおりで、運輸業・郵便業が20.2%、医療・福祉が19%、卸売業・小売業16.4%、製造業16.2%で上位を占めている。

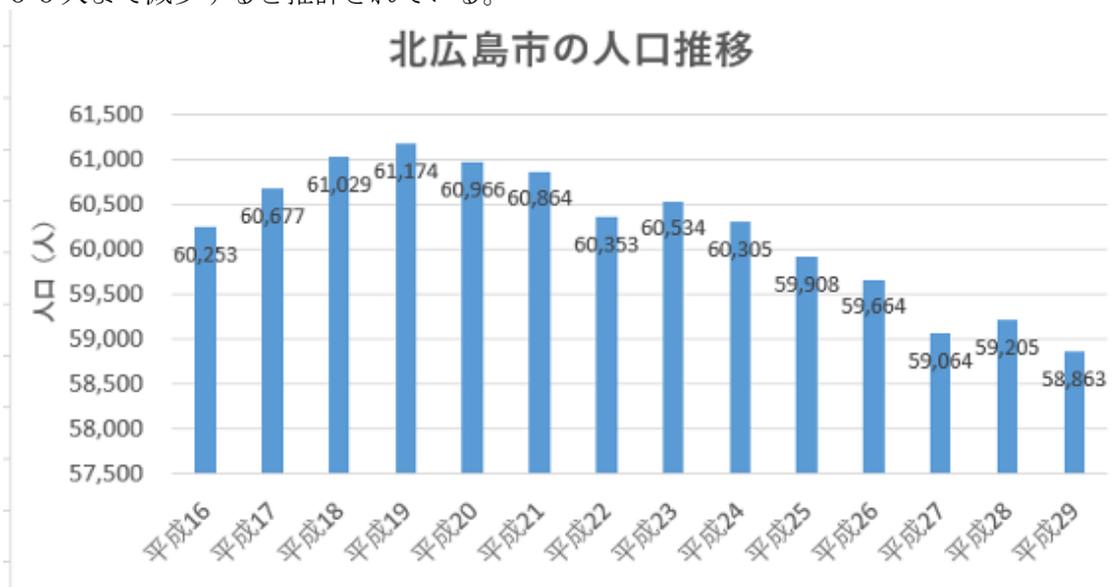


(出典：RESAS)

(人口分布の状況)

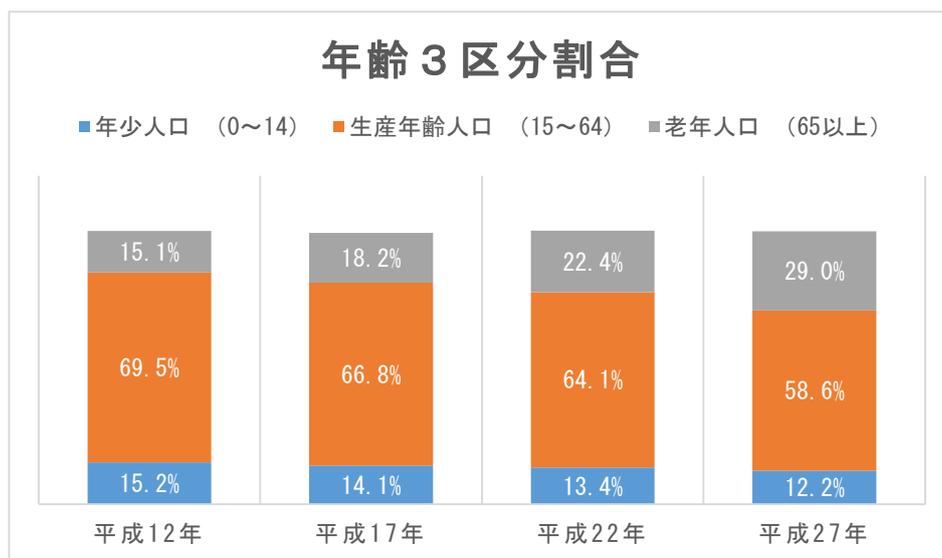
本市の人口は平成19年6月末の61,199人をピークに減少を続け、平成29年11月末現在58,812人で、前年同時期と比較すると3,211人減少している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成52年の本市の人口は、約46,800人まで減少すると推計されている。



(出展：住民基本台帳及び国勢調査)

また、生産年齢人口の占める割合については、少子高齢化の影響で、15年間で10%以上減少しており、今後もますます進展すると予想される。



(出典：国勢調査)

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

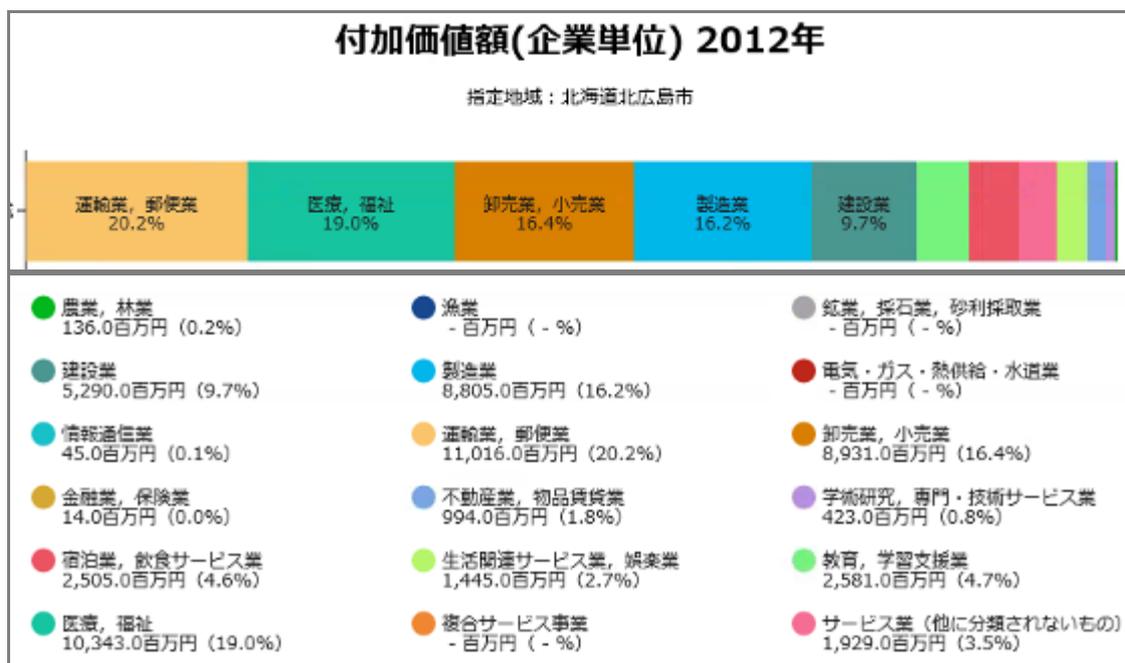
### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市の産業のうち、全産業従業者の約1割、付加価値額の約2割を占める製造業は、市内産業の柱である。製造品出荷額は、平成26年度の工業統計によると848億円（道内179市町村中13位）で、伸率は前年度と比較して12.5%増となるなど、平成22年度から4年連続の増加となっている。

今後も製造品出荷額は、新たな企業が操業し増加傾向が予想されることから、本市の製造業、特に、食料品製造業、ものづくり関連産業の集積を背景に、さらなる生産性向上を進め、付加価値額の増大と質の高い雇用の創出を行う。

また、製造品出荷額の増加により、本市の付加価値額の2割を占める運輸・郵便業にも経済的波及効果を及ぼすとともに、こうした物流関連企業の生産性向上を図り、地域内で好循環する状況を目指す。

さらに、きたひろしま総合運動公園予定地における北海道日本ハムファイターズが掲げるボールパーク構想の実現により、スタジアムに付随する商業、宿泊、アウトドア体験等の機能を有した施設の建設の他、地域への波及効果による宿泊業、飲食サービス業の成長を目指す。



(出典：RESAS)

### (2) 経済的効果の目標

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	232百万円	

(算定根拠)

- ・ 1 件あたりの平均 4 0 百万円の付加価値額を生む地域経済牽引事業を 4 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進地域で 1. 4 5 倍の波及効果を与え、促進地域で 2 3 2 百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 2 3 2 百万円は、促進地域の製造業の付加価値額 8 8 億円の 2. 6 % (平成 2 4 年経済センサスー活動調査)、運輸業・郵便業の付加価値額 1 1 0 億円の 2. 1 % であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ また、K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業による雇用創出数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額		4 0 百万円	
地域経済牽引事業の新規事業件数		4 件	
地域経済牽引事業による雇用創出数		1 2 人	

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の ( 1 ) ~ ( 3 ) の要件すべてを満たす事業をいう。

( 1 ) 地域の特性の活用

「 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

( 2 ) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3 , 9 2 0 万円 (北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額 (平成 2 4 年 経済センサスー活動調査)) を上回ること。

( 3 ) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6 % 増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1 0 % 増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の 1 常用従業員あたりの現金給与総額が開始年度比で 1 0 % 増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする

#### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

##### (1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。

なお、以下の①～④に環境保全上重要な原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び生息地等保護区、また農用地区域及び市街化調整区域は含まれていない。

##### ①重点促進区域1（以下の地図の「1」）

広島工業団地、広島第2工業団地を含む国道274号と道道江別恵庭線沿道の西の里地区、北の里地区、共栄地区のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、準工業地域、工業地域、工業専用地域とする。

##### ②重点促進区域2（以下の地図の「2」）

道道江別恵庭線沿道の中央地区、新富地区と道道栗山北広島線沿道の美沢地区のうち、準工業地域とする。

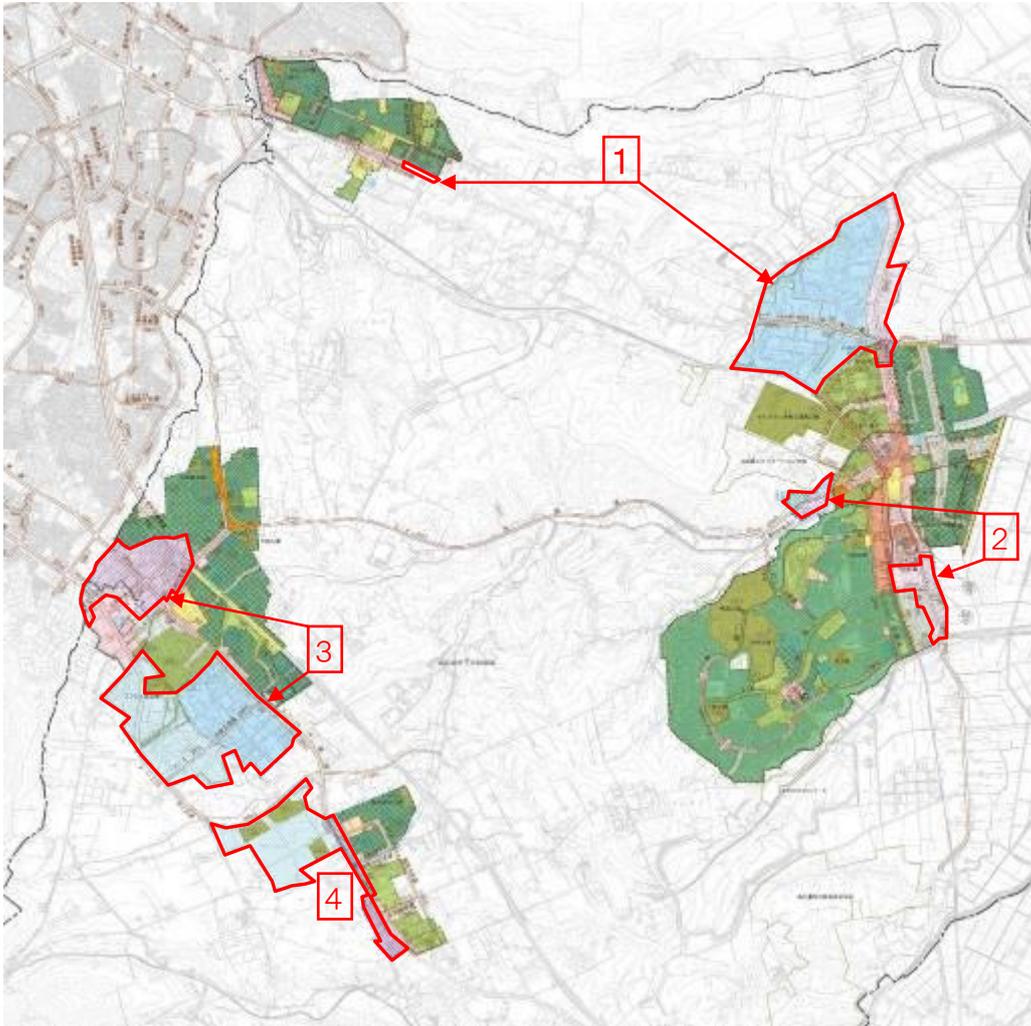
##### ③重点促進区域3（以下の地図の「3」）

大曲工業団地、大曲新工業団地、大曲第3工業団地を含む、大曲地区の準工業地域、工業地域、工業専用地域とする。

##### ④重点促進区域4（以下の地図の「4」）

輪厚工業団地を含む、西部地区の国道36号、道道仁別大曲線の沿道のうち、準工業地域、工業地域とする。

(地図)



(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は概ね528haとなっている。(①約187ha ②約33ha ③約226ha ④約82ha)

本区域は、主要幹線（道央自動車道、国道36号・274号、道道江別恵庭線・栗山北広島線・大曲工業団地美しが丘線・仁別大曲線など）の沿道で、交通アクセスに優れ、6つの工業団地（広島工業団地・広島第2工業団地・大曲工業団地・大曲新工業団地・大曲第3工業団地・北広島輪厚工業団地）を含んでいることから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

(関連計画における記載等)

- ①都市計画における記載：本区域は市街化区域で、用途地域は工業専用地域、工業地域及び準工業地域のいずれかとされている。
- ②まち・ひと・しごと創生総合戦略：本市には、建設業や製造業、運輸業など、様々な企業が操業しており、地域経済の活性化や雇用の場として、企業の活力がまちの発展を牽引している。企業間の連携や企業の成長拡大に向けた支援のほか、市内での人材確保に

向けた取り組みを企業と行政が一体となって推進する。

- ③北広島市都市計画マスタープラン：本市の既存の工業団地には、多くの企業が立地、操業しているが、今後も活発な事業活動が展開されるよう、産業振興施策の連携のもと、工業地環境の保全と向上を図る。

## (2) 区域設定の理由

### 【重点促進区域1】

区域の設定にあたっては、道央と道東を結ぶ幹線の国道274号や道道江別恵庭線の沿道に造成された広島工業団地と広島第二工業団地には、主に鉄工、金属加工、物流、食品製造などの企業約70社が立地している。

### 【重点促進区域2】

道道江別恵庭線沿道に広がるこの地域は、工業団地として造成は行っていないが、大小の食品製造工場や自動車修理工場などが立地している。

### 【重点促進区域3】

国道36号を中心に道央自動車道と道道仁別大曲線（羊ヶ丘通）が平行するこの地区は、交通アクセスに優れた特性を生かし、大曲工業団地、大曲新工業団地、大曲第3工業団地が造成され、主に流通業、運輸、卸業、新聞印刷工場などの企業約170社が立地している。

### 【重点促進区域4】

国道36号と道道仁別大曲線の合流箇所に隣接する、北広島輪厚工業団地は平成26年度に造成が完了し、分譲率も95%（平成29年12月末現在）となっている。製菓業、運輸、製造業などの9社が立地し今後も10社ほどが操業を予定している。

重点促進区域1～4の中で6つの工業団地が記されているが、分譲地があるのは北広島輪厚工業団地の約5%分（4宅地 約2ha（平成29年12月末現在））だけで全て分譲済みとなっている。

工業団地以外の区域については、重点促進区域2に約1haの民有地が分譲されているが、その他の区域に大規模な遊休地等はない状況である。

## (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

### 【重点促進区域1】

北海道北広島市西の里東4丁目1番の一部、10番の一部、11番の一部、北の里1番1、2、2番1～12、17～20、3番2、5、6、8、10～16、22、24～27、29、31、4番2、5番1、6番2、7番1、2、8番1、9番1～11、10番2、11番3、4、7、16番1、17番7、20番1、21番2、22番1、2、23番1、27番2～4、6、7、11、15～19、29番2、30番1、3～5、34番、35番3、4、36番1、3、4、11、41番1、3～5、7～11、18、2

0、27、29～31、42番2、4、5、7、10、13、16、21、23、24、26、38、39、52番3、8、11、15、16、56番5、11、17～19、22、24、27、57番2、6、64番2、3、69番2、3、71番1、72番1～3、5、6、8、9、73番2、3、9、74番1、76番2、101番4、236番、237番1、2、5～9、238番1～6、9～11、239番1～3、240番1、241番1、244番1～3、9、254番1、255番1、256番1、2、6、258番1、259番1、260番、261番1、2、262番1、2、263番1、2、4、264番1、2、265番1、3、275番1、535番9、10、538番1～3、539番、540番1、2、556番1、5、8

共栄1番1、3番1～4、6、10～14、18、4番1～11、5番1～4、6番3～5、7、9～11、17、19～25、7番8、9番1、3、5～12、15、16、10番1、11番1、2、4、12番1～3、14番1～3、5、15番1～5、16番1、2、4～7、17番1、2、18番、19番、20番1、21番1、2、4～6、22番1～3、23番1、5、24番1、25番1、2、8、26番1～6、27番1、4、5、28番1、3、29番1、31番1～7、12番～19番、32番1、2、33番2～4、34番1、35番1、36番2、37番2～7、39番1、2、5、6、40番1、2、41番3、43番4、44番3、7、45番2、49番6、54番2、3、6～8、10、13～15、17～23、25～29、32～35、38～40、45、117番2、133番1、135番2、136番1、146番2、151番5、159番2、3、161番1、163番1、323番1、2、4～9、11、324番1、3、4、6、326番1、2、4、7、8、10、11、327番1、7、8、328番1、2、329番1、2、5～20、330番1～5、9、332番1、3、333番、335番1、5、6、336番1、337番1、338番1、340番1、2、351番1、5、352番1、353番1、354番1、355番1、361番1、362番1～4、11、20～28、363番1、3～6、8、13～16、364番1、365番1、373番1、374番、375番1、376番1、377番1、381番1、383番1、539番1、540番1、541番1、2、4、542番1、543番、544番2、545番1、2、4、5546番1～3、547番1、2、5、7、10、11、548番2、4～6、549番1、550番1、578番2

共栄町5丁目1番の一部、6番の一部、7番～9番、13番～17番、18番の一部、

#### 【重点促進区域2】

北海道北広島市新富町西1丁目1番～3番の一部、2丁目1番、3丁目1番、新富町東1丁目3番～8番、2丁目1番～6番、中央6丁目14番、新富町西1丁目1番～3番の一部、2丁目1番、3丁目1番、新富町東1丁目3番～8番、2丁目1番～6番、中央6丁目14番、新富町西1丁目1番～3番の一部、2丁目1番、3丁目1番、新富町東1丁目3番～8番、2丁目1番～6番、中央6丁目14番、美沢4・5丁目、

**【重点促進区域3】**

北海道北広島市大曲工業団地1丁目～8丁目、大曲幸町1丁目6番～13番、2丁目1番～11番、12番の一部、7丁目2番、大曲中央1丁目1番の一部、2番～12番、大曲並木1・2丁目、大曲緑ヶ丘1丁目1番の一部

**【重点促進区域4】**

北海道北広島市輪厚工業団地1・2丁目、輪厚中央1丁目1番の一部、10番の一部、11番の一部、5丁目、輪厚元町1丁目1番、2番の一部、3番の一部、4番の一部、5番の一部、6番の一部、7番の一部、2丁目1番の一部、2番の一部、3番の一部

設定する区域は、平成30年1月1日現在における地番により表示したものである。



北広島市から道内主要地までの所要時間（高速道路を利用）

地名	所要時間	地名	所要時間
札幌市中心部	約 30 分	帯広市	約 2 時間 30 分
新千歳空港	約 30 分	釧路市	約 4 時間
苫小牧港	約 40 分	根室市	約 6 時間 30 分
石狩湾新港	約 60 分	北見市	約 4 時間 30 分
小樽市	約 60 分	旭川市	約 2 時間
室蘭市	約 1 時間 30 分	紋別市	約 4 時間
函館市	約 4 時間	稚内市	約 5 時間

（参考：北の道ナビ）

こうした交通インフラの優位性を背景として、市内の6つの工業団地（広島工業団地・広島第2工業団地・大曲工業団地・大曲新工業団地・大曲第3工業団地・北広島輪厚工業団地）には、多くの物流関連企業（110社程度）が立地している。

工業団地別物流関連企業（主なもの）

工業団地名	企業名	工業団地名	企業名
広島	さくら運輸(株) 日本チルド物流(株)	大曲新	(株)ジェイケー物流 (株)暁運輸・石油輸送(株) 日立物流ダイレックス(株)
広島第2	室蘭海陸運送(株)・センコー(株) 三栄運輸(株)・加藤産業(株)	大曲第3	エア・ウォーター物流(株) 味の素物流(株)
大曲	日晶運輸(株)・札幌通運(株) 月寒運輸(株)・(株)トッキュウ 日立物流ダイレックス(株) 北海道中央バス(株) 新太平洋運輸(株)	北広島輪厚	加藤産業(株) 日本梱包運輸倉庫(株)

（出典：北広島市経済部商工業振興課）

平成27年度の工業統計によると、市内の運輸・郵便業の付加価値額は110億円（本市の全産業付加価値額で最も多い20%を占める）となっており、重要な産業と位置づけている。また、本市における物流関連企業の1事業所あたり平均付加価値額は81,000千円であり、上位に位置している。

<北広島市の1事業所あたりの付加価値額>



(出典:平成24年経済センサス活動調査)

これら物流関連産業は、当地域の主力産業であるものづくり関連産業の流通需要も多く、本市で生産される製品等を迅速かつ効率的に大消費地等へ供給することが可能となるなど、相互補完の関係にある。

本市ではこれら物流関連企業の取り組みを支援すべく、北広島市企業立地促進条例に基づき、事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税等の課税免除を実施している。

以上を踏まえ、本市の道央自動車道等の交通インフラを生かし、物流関連企業の強みを伸ばすとともに、他産業への経済的波及効果をもたらしていくなど、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

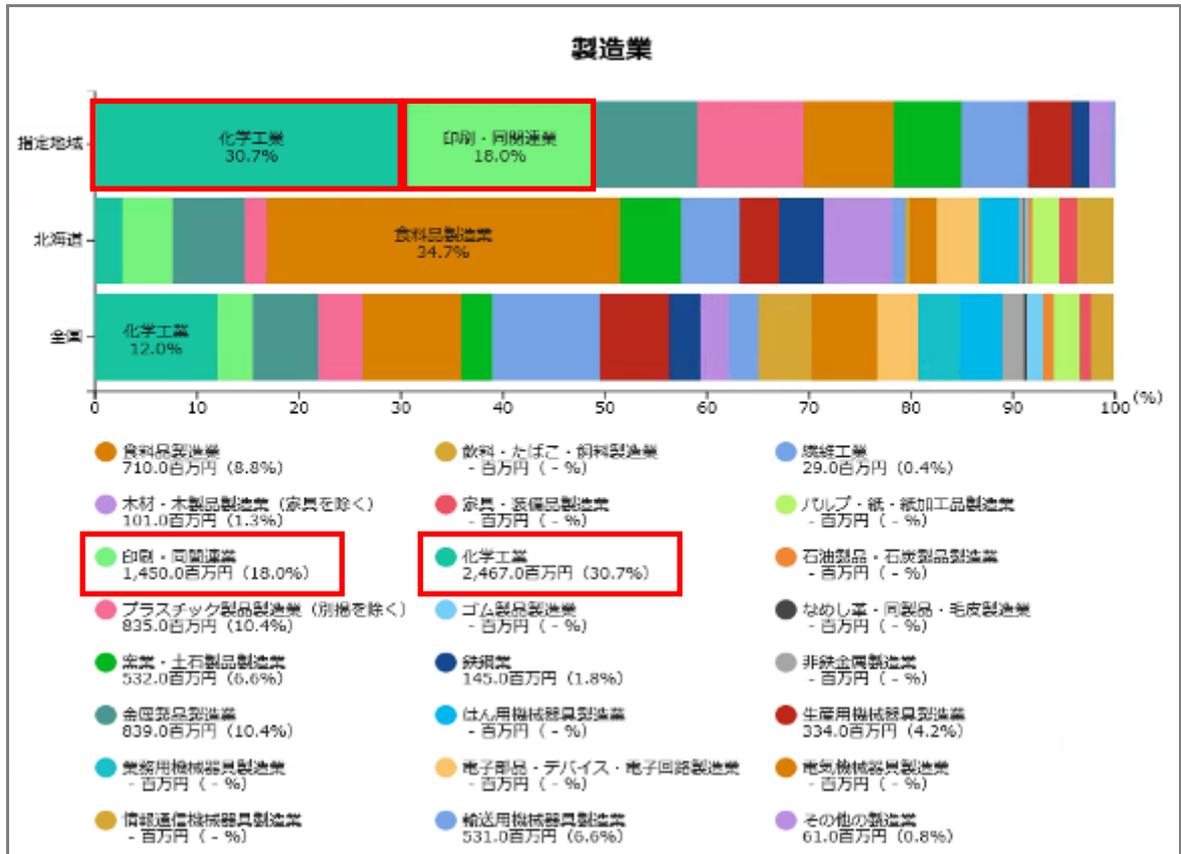
②北広島市の化学工業、印刷・同関連業等の集積を活用したものづくり関連分野

本市には、78社の製造業が立地し、約2200人(約9%)が従事しており、上記①のとおり6つの工業団地を整備するなど、ものづくり関連企業が集積している。

本市製造業のうち、化学工業及び印刷・同関連業は、平成26年度の工業統計によると8社(製造業全体の約10%)が立地し、約500人(製造業全体の約22%)が従事しており、これらの製造品出荷額は、234億円となっている。

また、製造業の付加価値額は、化学工業が14.5億円(製造業全体の約30%)、印刷・同関連業が24.7億円(同18%)、1事業所あたりの平均付加価値額は、化学工業が616,750千円(北海道の平均536,942千円)、印刷関連業が362,500千円(北海道の平均122,681千円)と市内製造業の中でも強みのある産業であり、本市の基幹産業となっている。

<北広島市の製造業の付加価値額>



(出典：平成24年RE S A S)

<北広島市の製造業の1事業所あたりの付加価値額>



(出典：平成24年経済センサス活動調査)

北広島市の工業団地別ものづくり関連企業（主なもの）

工業団地名	企業名	工業団地名	企業名
広島	丸一鋼管(株)・稔造機(株) ピーエス工業(株)・中山機械(株) (株)巴コーポレーション (株)ゴードー	大曲新	(株)成田ボデー (株)星野石材工業
		大曲第3	(株)道新総合印刷 (株)興発スパイラル製作所 (株)毎日新聞北海道センター 日本ペイント(株) (株)トッパンメディアプリンティング 北海道 (株)北海道日刊スポーツ印刷社
広島第2	旭イノベックス(株) ヤクハン製薬(株)・ホクサン(株) 河村電器産業(株) 北海道シャーリング(株)		
大曲	(株)ニレミックス (株)ワルト山内・北海道車体(株) (株)フィールド・クラブ	北広島輪厚	中北薬品(株) (株)ユニシス

（出典：平成29年10月 北広島市経済部商工業振興課）

また、本市に立地するものづくり企業の中には、強みのある化学工業や印刷・同関連業のほかにも、水門製作で平成25年「第5回ものづくり日本大賞」の最高の賞である内閣総理大臣賞を受賞した企業や、金属製品の加工・製作を最先端の技術で作成する企業、麻酔用注射針を設計から製造まで一貫しての行う数少ない企業で、平成27年に経済産業省の「がんばる中小企業・小規模事業者300社」に選定されるなど特徴的な事業を行う企業も多く存在し、高付加価値な製品を製造している。

さらに、大曲第3工業団地には、全国・地方紙の印刷工場が4社立地しており、企業間の連携による効率的な生産体制を構築している。

本市では、こうしたものづくり関連企業に対して、北広島市企業立地促進条例に基づく支援を行っており、製造業の用に供する施設を設置する企業への補助金交付などを行っている。

以上を踏まえ、北広島市で重要な産業となっている化学工業、印刷・同関連業の集積を生かして、ものづくり関連産業のさらなる集積や製品等の高付加価値化を図るとともに、地域事業者の稼ぐ力の向上を目指す。

### ③北広島市の道央自動車道等の交通インフラを活用した食料品製造関連分野

上記①に示したとおり、本市の交通アクセスの優位性から、市内には10社（本市製造業の約13%）の食料品製造業が立地している。

平成26年度の工業統計によると、食料品製造業の製造品出荷額等では、本市製造業のうち化学工業（約164億円）、金属製品製造業（約121億円）に次ぐ額（約84億円）となっており、本市における重要な産業との位置づけである。

本市の食料品製造業者は、上記①で示した地域特性である交通インフラを生かし、市内で生産される食料品などをいち早く札幌圏や道内外の消費地に輸送が可能なことから、製品の鮮度保持において大きなアドバンテージとなっている。

北広島市の工業団地別食料品企業（主なもの）

工業団地名	企業名	工業団地名	企業名
広島	東日本フード(株)	大曲新	—
広島第2	北海道はまなす食品(株)	大曲第3	北海道熊さん(株)
大曲	(株)見方・日乃食工業(株)	北広島輪厚	(株)ホクリョウ
その他の地区	(株)彩香・石屋製菓(株)・菱畜フーズ(株)など		

本市に立地する食料品製造業者として、北海道を代表する菓子「白い恋人」を製造する企業が新たに工場を新設したほか、障がい者を積極的に雇用し、平成27年度「第22回全国納豆鑑評会」で特別賞を受賞した豆製品製造企業や、工業団地への食品製造業の新たな進出が相次ぐなど、市内雇用の創出にも大きく貢献している。また、食料品製造の安全には欠かせない、トレーサビリティ（追跡可能性 製品に印字された記号から、生産から加工・出荷などを判別する）の取り組みを先駆的に行っている企業もある。

また近年、地元米を使った酒や菓子などの製品開発を行う事業者の取り組みを後押ししていくため、市では農産品の付加価値向上を目的とした「北広島市特産品振興計画」を策定し、農商工業が連携し、新製品の開発に取り組んでいる。

以上を踏まえ、本市の利便性の高い交通インフラを生かして、食料品製造業が製品を効率的に大消費地へ供給することを通じて、地域企業の付加価値額の増加、雇用の拡大を目指す。

④北広島市の「きたひろしま総合運動公園予定地」等のインフラを活用したスポーツ・観光・まちづくり関連分野

きたひろしま総合運動公園予定地は、都市公園として都市計画決定を受けた約37ヘクタールの広大な敷地である。

北広島市は上記①に示した道路交通インフラの優位性に加え、JR札幌駅とJR新千歳空港駅の間にはJR北広島駅が位置している（北広島～新千歳空港所要時間：約20分）など、鉄路交通においても、大都市と北海道の玄関口をつなぐ位置という高い優位性を持っている。また、きたひろしま総合運動公園予定地は、JR北広島駅と近接（約1.5km）しており、特にその優位性を存分に活用できる立地となっている。



こうした優位性等を背景として、平成30年3月26日に「北海道日本ハムファイターズ」(以下「同球団」)がボールパーク構想の実現に向けた新球場立地の候補地を、きたひろしま総合運動公園予定地にすることを公表した。

同球団のボールパーク構想は、道路交通インフラ、鉄路交通インフラの優位性を持つ広大な敷地の中に、野球専用スタジアムを中心としながら、商業、宿泊、アウトドア体験等の機能を有した施設を配置し、道内はもとより、道外、さらには海外から野球に興味のある人たちだけではなく、多種多様な人々が集う、北海道のランドマークとなるエリアを形成する構想である。同球団では、2018年内にボールパーク建設の可否を最終判断し、建設が正式に決まれば2020年着工、2023年春の開業を目指している。

同球団の2017年度主催試合の年間来場者数は約200万人(パシフィック・リーグ6球団中2位)(下表)となっており、各施設への想定来訪者数(下表)を加えると、新球場及び同球場の付帯施設の整備により、北広島市に新たに年間約400万人の交流人口が生まれることとなる。同球団のボールパーク構想では、プロ野球のオフシーズンにも付帯施設等において通年での稼働を前提としており、冬の北海道を体感できるスノーアクティビティといった機能などを有することにより、「きたひろしま総合運動公園予定地」を核として駅周辺などにおいて年間を通じたにぎわいの創出が期待される。

パシフィック・リーグ2017年度年間入場者数(主催試合)

球団	入場者数
北海道日本ハム	2,086,410人
東北楽天	1,770,108人

埼玉西武	1, 673, 219 人
千葉ロッテ	1, 450, 164 人
オリックス	1, 608, 751 人
福岡ソフトバンク	2, 526, 792 人

(出典：日本野球機構ホームページ)

想定年間来訪者数（各施設の利用のみを目的とした来訪者数）

施設機能	想定年間来訪者数
商業施設	1, 800, 000人
アウトドア体験施設	200, 000人

(出典：北広島市企画財政部推計)

また、北広島市に新球場を整備した場合の経済効果として、新球場等の建設需要に加え、プロ野球公式戦をはじめとした興行開催による消費、隣接物販・宿泊施設等収入による10年間の経済効果を合計すると、北海道全体で約8,000億円・北広島市への経済効果は約1,500億円と試算される。

経済効果分析結果（基準ケース、建設需要+10年間の消費需要による効果）

※ 基準ケース… 新球場整備と公式戦・オープン戦・その他興行の開催による効果

	北海道	北広島市	札幌市	その他市町村
最終需要額	6, 528億円	3, 774億円	2, 128億円	656億円
経済効果	7, 997億円	1, 468億円	2, 595億円	3, 934億円

(出典：新球場建設経済効果分析 北広島市企画財政部)

北広島市では、以上の構想の実現に向けて、現在、きたひろしま総合運動公園予定地とJR北広島駅間の移動利便性向上や、駅機能増強の検討などを進めている。これらにより、同駅周辺における宿泊業、飲食サービス業の活性化や新規参入等の経済波及効果の創出を図っていく。また、これらのボールパークに関するインフラ整備の推進等に向けて平成30年5月にボールパーク推進室を新設し、ボールパークを核としながら発展するまちづくりを推進している。

具体的なボールパーク構想に係る支援として、公園区域における土地使用料や固定資産税等の減免などを行う予定としているほか、宿泊業、飲食サービス業等の観光・まちづくり関連の事業者に対する支援についても、金融支援（北広島市中小企業者等融資制度など）や補助事業（北広島市起業促進支援補助金など）を実施していくとともに新たな施策の検討も進めていく予定である。

さらに、上記に示した経済効果を存分にまちづくりに活かしていくことが重要であり、上述の本市による支援策をはじめとして長期にわたる計画的な施策の展開を図っていく。

以上を踏まえ、きたひろしま総合運動公園予定地等のインフラを生かして、スポーツ・観光・まちづくり関連分野の地域経済牽引事業を促進し、域内事業者の付加価値額増加等につなげていく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような北広島市の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたって、国などの支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や北広島市にしかない強みを活用する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

北海道では、活発な設備投資が行われるよう、一定の要件を課した上で不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を定めており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び北海道の固定資産税について課税の免除を行っている。

また、北広島市においても、一定の要件を課した上で事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税の免除、市民の雇用に対しての奨励金の交付に関して条例で定めており、今後も継続していく。これらの条例に該当する一部の業種は、札幌市からの助成も受けられる。

#### ②地方創生関係施策

平成30年度以降の計画期間内において地方創生推進交付金などを活用し、「北広島市の道央自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野」「北広島市の化学工業、印刷・同関連業等の集積を活用したものづくり関連分野」「北広島市の道央自動車道等の交通インフラを活用した食料品製造関連分野」において、地域経済牽引事業を実施する者の効率的、効果的な事業の展開支援等を予定している。例えば、就業者開拓の一環で、誘致企業に対して地元の雇用の確保支援として合同企業説明会の開催や、地元企業紹介ホームページを作成する予定である。

#### ③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①地域経済牽引事業における事業者に対し、効率的かつ効果的な事業推進に必要な公共データの活用を進めていく。

#### ②市内企業の技術や製品などをホームページで公開

市内企業の持つ技術や製品及び雇用状況などの情報を、市ホームページ内に作成して公開し、企業間の連携、市場開拓及び労働力不足に対応する。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

#### ①相談窓口の設置

北海道経済部産業振興局産業振興課と北広島市経済部商工業振興課において、事業者の提案に対応する窓口を設置する。なお、事業環境整備の提案を受けた場合については両者が連携して対応していく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）にあつては、その区域」で記載する、重点促進区域1～4の中で6つの工業団地が記されているが、分譲地があるのは北広島輪厚工業団地の約5%分（4宅地（約2ha））だけである。

このため、新たな工業系土地利用について開発の可否を判断するための調査を平成30年度に行う予定。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	北海道：条例改正済 北広島市：運用中	運用	運用
②地方創生関係施策	運用中	運用	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成措置	条例施行規則改正準備等	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>			
①公共データの活用		開始	運用
②市内企業のホームページ公開		公開予定	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
①相談窓口の設置	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
<b>【その他】</b>			
①土地利用調査		実施	運用
②市内工業団地・民間分譲の産業用地紹介	運用中	運用	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、本市は以下の機関と連携して、支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ①北広島商工会

北広島商工会は昭和44年に設立され、会員数は約750社の会員で組織され、北広島では最も大きな経済団体である。地域事業者の経営サポートを行う組織で、経営・金融・税務・経理・労務・IT化等の相談、指導などを受けることができる。また、利用促進事業や市域振興事業を実施し地域経済活性化に寄与しており、これまで行ってきた様々な支援を継続・充実させ会員の問題解決にあたっていく。

#### ②星槎道都大学

昭和39年に北海道産業専門学校として開校し、その後短期大学を経て、平成8年に4年生大学となる。各専門分野の現場で活躍する人材を育てることを目的に、社会のニーズに合わせ、日本で求められる人材を育成しており、本市のものづくり企業にも多数の卒業生が就職している。

また、カリキュラムの改定などを実施し、国内の他大学に先がけて、社会福祉学部を設置したほか、美術学部の特色を生かしたデザイン学科、建築学科などを有する。

産官学の連携拠点である「地域連携推進センター」を設置しており、企業・行政・大学が連携を深めながら、事業者の技術力向上、技術開発支援、就職支援などを行う。

#### ③金融機関（㈱北洋銀行・㈱北海道銀行・北海道信用金庫）

企業の新事業展開、販路拡大等のための資金需要に対して、積極的な支援を行うほか、経営課題に対する相談に対応し、地域企業の事業活動が円滑に進むよう支援する。また、事業者負担軽減のため、本市の中小企業者等融資事業のPR等を連携して行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全、環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和も図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の排出抑制・リサイクルの積極的な推進や再生可能エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

## (2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

新規開発を行う場合は、周辺交通状況に配慮した車両出入口の設置や、事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯やミラーの設置を求めていく。特に多数の車両出入りが想定される地域経済牽引事業を行うこととなった場合には警備員の配置を求めていく。

## (3) その他

P D C A体制は、北広島市経済部商工業振興課を中心に関係する部署を集め、毎年 7 月に会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画の実施状況を取りまとめ、効果の検証を行う。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では設定しない。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 5 年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

## (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。